

**食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者
による事業活動の促進に関する基本的な方針**

令和 7 年10月

農林水産省

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による 事業活動の促進に関する基本的な方針

まえがき.....	1
第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項.....	1
1 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標.....	1
(1) 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義.....	1
(2) 安定取引関係確立事業活動等の促進の目標.....	2
2 安定取引関係確立事業活動等の実施に関する基本的な事項.....	4
(1) 安定取引関係確立事業活動等の重点取組事項.....	4
(2) 安定取引関係確立事業活動等の実施期間.....	10
(3) その他の事項.....	10
第2 連携支援事業の促進に関する事項.....	10
1 連携支援事業の促進の意義及び目標.....	10
(1) 連携支援事業の促進の意義.....	10
(2) 連携支援事業の促進の目標.....	11
2 連携支援事業の実施に関する基本的な事項.....	11
(1) 連携支援事業の重点取組事項.....	11
(2) 連携支援事業の実施期間.....	11
第3 安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関するその他重要 事項.....	11
1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促 進のための重要事項.....	11
(1) 人権に関する課題への対応.....	11
(2) 栄養に関する課題への対応.....	12
(3) 農林漁業における環境への負荷の低減.....	12
(4) 食品等の輸出の促進.....	12
2 基本方針の規定の見直し.....	12

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針

我が国で生産される農林水産物の65%は食品産業による製造・加工を経て消費者に流通するなど、食品産業は、農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしており、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においても、農業者や消費者と並び、食品産業は、食料システムの主たる構成員として明確に位置付けられている。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）は、食品等事業者による食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進と食品等の取引の適正化のための措置を講じることで、食料システムの関係者により、食品等の価格形成において食品等の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにするとともに、食品等事業者の生産性の向上と付加価値の向上を図ることで、食品等の持続的な供給を実現しようとするものである。

現在、我が国の食品等事業者は、世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっている中で、原材料の安定調達が大きな課題となっていること、我が国の労働人口の減少・高齢化により、人手不足が深刻化していること、気候変動、生物多様性の損失等食料システムをとりまく環境が変化する中で、環境負荷の低減への対応が求められていること等、大きな変化に直面している。

こうした課題に対処し、生産性の向上と付加価値の向上を図っていくとともに、食品等事業者がこうした課題に対処する意義について消費者が正しく理解し、購買行動や価値観の変容につなげていくことが食品等の持続的な供給を実現する上で必要であり、法では食品等事業者による事業活動に関する計画認定制度を措置し、食品等事業者によるこうした取組を促進していくこととしている。

食品等事業者によるこうした取組の促進に当たっては、常に食品等のサプライチェーン全体の最適化を目指すことが重要であり、個別の事業者の取組が重要であるのは言うまでもないが、それが部分最適に陥るのではなく、各事業者の「協調」によるサプライチェーン全体を通じた取組を促進させることが重要である。あわせて、若い世代を中心に新たな人材が活躍しやすい環境を整備することも重要である。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、このような認識の下に、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進を図るため、必要な事項を定めるものである。

第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項

1 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標

(1) 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義

① 安定取引関係確立事業活動

食品等の持続的な供給を実現する上では、食品等事業者がその原材料である農林水産物を安定的に調達できるようにすることが必要不可欠である。

一方、世界における人口の増加、気候変動等により世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっている中で、食品等事業者はその調達体制の見直しを行わなければ、これまでどおり原材料となる農林水産物やその取り扱う生鮮食料品等を安定的に調達することが困難になることも予想される。

このため、食品等事業者においては、これまでのように自らは原材料となる農林水産物の生産には直接関与せず、中間流通業者を通じて原材料を調達する体制から、自らも積極的に農林漁業生産に関与することで必要な原材料を安定的に調達する体制への移行が求められ、農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図ることが重要となっている。

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図るためには、食品等事業者の協力により、農林漁業者が安定的に原材料を生産できる環境を整備することが重要であり、食品等事業者が、契約による農林漁業者との安定的な取引関係の構築、農林漁業者に対する人的支援及び物的支援、安定的な取引関係の強化や協業を進めるための地域の農林漁業者への出資、食品等事業者自らの農林漁業への参入等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、安定取引関係確立事業活動を促進することにより、食品等事業者による原材料の安定調達を図り、食品等の持続的な供給の実現を目指すものとする。

② 流通合理化事業活動

食品等の持続的な供給を実現する上では、食品等事業者が省力化やサプライチェーン全体での効率化を図るとともに、新たな需要の開拓や付加価値の向上を図ることが重要である。

人口減少・高齢化による人手不足が深刻化する中で、食品産業は労働集約型の産業であり人的労働力に大きく依存している。多品目かつ品質管理が重要な食品等を高頻度で流通させる手間がある一方で、業務の標準化・デジタル化が進んでおらず、各社の運用に手作業での対応が多く残存しているため、現状、他産業と比較して労働生産性が低くなっている。こうした課題は個別の事業者の取組によって改善されることもある一方、例えば商品情報の標準化、発着連携による荷役の軽減など複数の食品等事業者が関わる課題の場合、サプライチェーン全体で取り組むことが必要となる。

このため、食品等事業者においては、限られた人的労働力の中で食品等の持続的な供給を実現するため、生産性が低く非効率となっている業務を見直し、食品等事業者による省力化投資や食品等の流通の最適化、これらをサプライチェーン全体で協調して行うための標準化・デジタル化を推進することで流通の効率化を図ることが重要となっている。

これを推進するためには、自動化技術の活用や、少ない労力で効果を出す仕組みの導入等が重要であり、省力化に向けた設備・システム等の導入、食品等の物流の効率化、個別の事業者を超えた関係者の協調による省力化の機器等の開発・普及、個別の事業者を超えたサプライチェーン全体での標準化の推進等に取り組むことが有効である。

加えて、国内における人口が減少傾向にある中でも食品産業が発展し続

けるためには、消費者から選ばれて購買される商品を継続的に製造・流通・販売しなければならない。消費量を増やす観点からは、成長する世界の食市場や、国内での高齢者世帯、共働き世帯の増加等を踏まえ、新たな需要を開拓していくことが重要である。また、食品等の持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進める中で消費者から購買され続けるためには、例えば高度な品質管理設備の導入などを通じて、消費者が納得する付加価値の高い商品の提供を行っていくことが不可欠である。

こうした新たな需要の開拓と付加価値の向上を図るためには、食品等事業者が新たな食品等の開発、品質管理又は衛生管理の高度化、海外展開等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、流通合理化事業活動を促進することにより、食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上を図り、食品等の持続的な供給を目指すものとする。

③ 環境負荷低減事業活動

食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等事業者が、温室効果ガスの排出量や食品ロス等の削減を図り、その事業活動における環境負荷の低減を図ることが重要である。

全産業共通の課題である温室効果ガスの削減は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、事業者に努力義務が課されており、令和7年4月には取組を後押しするため「事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和5年3月内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）が改正された。また、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定。以下「みどり戦略」という。）においては、事業系食品ロスの最小化、食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現等を目指すこととされている。加えて、食品産業と密接な関係のある事業系食品ロスに関して、2030年度までに、2000年度比で半減するという政府目標の早期達成を踏まえ、目標を上方修正し60%減少させるという新たな目標が「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和7年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）において掲げられた。さらに、我が国のプラスチック製品全体の消費量の約1/4を占めている食品容器包装をはじめ、食品産業においては多くのプラスチック製品を使用していることから、廃プラスチック排出抑制、再生プラスチックの利用拡大などの資源循環の取組を推進することが求められている。

こうした温室効果ガスの削減や資源の有効利用の課題は、個別の事業者の取組のみによって改善させることは難しく、サプライチェーン全体で事業活動を見直し、他の事業者と協調して取り組むことで、環境負荷の低減

を図ることが重要となってくる。

環境負荷の低減を図るためには、温室効果ガスの削減の他、食品産業固有の環境課題に取り組むことが重要であることから、食品ロスの削減及び食品リサイクルの推進、プラスチックの排出抑制及び再生利用等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、環境負荷低減事業活動を促進することにより、サプライチェーン全体における環境負荷の低減を図り、食品等の持続的な供給を目指すものとする。

④ 消費者選択支援事業活動

食品等の持続的な供給を実現するためには、環境負荷の低減や合理的なコスト等を考慮した食品等が消費者から選ばれ、継続的に購買されることが不可欠である。

食品等事業者による食品等の持続的な供給を実現するための取組は、食料システムの一員である消費者の購買によって初めて一連の経済活動として完結するため、消費者が納得の上で商品を購入することが必要不可欠となる。しかし現状では、値頃感やコスト割れか否かにかかわらずより安い商品を購入する消費傾向が根強く残っている中で、食品等の持続的な供給に資する取組が消費者に十分に伝わっておらず、実際の消費行動の変化にまで繋がっていない側面もある。

消費者から継続的に選択されるためには、消費者が食品等の持続的な供給に係る取組の意義について正しく理解し、消費者の購買行動や価値観の変容につなげていくことが重要であり、食品等事業者が環境負荷低減等のサステナビリティに関する情報、食品等のコスト構造、地域の農林水産物に関する情報等の「見える化」を進め、消費者に対する情報提供等に取り組むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、消費者選択支援事業活動を促進することにより、食品等の背景情報に関する消費者の理解の増進を図り、食品等の持続的な供給を実現することを目指すものとする。

(2) 安定取引関係確立事業活動等の促進の目標

これらの事業活動の取組数が2030年までに1,000件となることを通じて、「農業・食料関連産業の国内生産額」を令和12年（2030年）に150兆円とすることを目指すものとする。

2 安定取引関係確立事業活動等の実施に関する基本的な事項

(1) 安定取引関係確立事業活動等の重点取組事項

食品等の持続的な供給を実現するため、安定取引関係確立事業活動等を通じて、次に掲げる取組を重点的に促進することとし、食品等事業者は、安定取引関係確立事業活動等の実施に当たっては、これらのいずれかに重点的に取り組むものとする。

① 農林漁業との連携の強化

世界における人口の増加、気候変動等により世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっている中で、食品等事業者が原材料となる農林水産物やその取り扱う生鮮食料品等を安定的に調達していくためには、食品等

事業者が地域の農林漁業者との連携を強化し、両者の安定的な取引関係を確立していくことが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による地域の農林漁業者との連携強化の取組を重点的に促進していく。

ア 契約による農林漁業者との安定的な取引関係の確立

- ・ 原材料の調達先の切替えに伴う、直接取引に基づいた地域の農林水産物の利用拡大
- ・ 原材料の調達先の多角化のための新たな産地からの農林水産物の調達
- ・ 原材料の調達安定化のための既に取りのある国内産地との計画的な連携による農林水産物の利用拡大

イ 食品等事業者による農林漁業者に対する人的支援及び物的支援

- ・ 原材料の調達先の農林漁業者の人手不足解消のための作業代行
- ・ 加工ニーズに合致した原材料の出荷等に対応してもらうために行う、契約先農林漁業者に対する収穫機械や選別機等の貸与
- ・ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうために行う、社員や専門家の派遣による生産作業補助・技術指導
- ・ 品質の高位平準化に向けた契約農業者間の情報共有支援
- ・ 食品等事業者が求める加工用品種を産地に生産してもらうための種苗の提供

ウ 安定的な取引関係の強化や協業を進めるための地域の農林漁業者への出資

- ・ 取引先農林漁業者の経営拡大及び施設設備等に必要な資金に供するための出資

エ 食品等事業者自らの農林漁業への参入

- ・ 取引先の産地の生産力の維持・強化のために、担い手となる農業法人を自ら設立

② 食品等の流通の効率化

トラックドライバーの人手不足など物流を取り巻く環境が変化する中でも、将来にわたり消費者が食品等を安定的に入手できる状態を維持していくためには、食品等の流通の効率化を図ることが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による食品等の流通の効率化の取組を重点的に促進していく。

ア 食品等の物流の効率化

- ・ 中継共同物流拠点の整備による長距離輸送の削減と積載効率の向上
- ・ 共同輸送等の実施による積載効率の向上と荷の大ロット化
- ・ トラック予約受付システムの導入等による荷待ち時間の短縮
- ・ 納品時における事前出荷情報を活用した検品レスの実現や標準仕様パレットの導入等による荷役等時間の短縮

イ トラック輸送への依存度の低減と鉄道、船舶等へのモータリシフト

- ・ 定期運行化を含む食品等の鉄道・船舶輸送の増大

- ・ 青果物、鮮魚等の航空・新幹線輸送
- ・ モーダルシフトに必要な輸送機器や予冷設備等の整備

ウ 卸売市場の機能強化

- ・ 卸売市場における施設整備や設備導入等による流通オペレーションの効率化・省力化
- ・ 卸売市場でのオンライン取引の導入による産地から小売までの流通最適化
- ・ 卸売市場の食品等の冷蔵機能を強化するための設備等の導入

③ 新たな需要の開拓と付加価値の向上

国内人口が縮小傾向にある中で食品等の販路を拡大していくためには、食品等事業者において新たな需要の開拓に取り組むとともに、多様化する消費者のニーズに対応し、食品等の付加価値の向上に取り組んでいくことが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による新たな需要の開拓と付加価値の向上の取組を重点的に促進していく。

ア 新たな食品等の開発及び販売

- ・ 植物由来原材料を用いた代替食品、発酵技術を活用した食品、栄養価の高い食品等、多様な需要に対応する新たな食品の開発
- ・ スマイルケア（新しい介護食品）等消費者ニーズに対応した新商品の販売

イ 品質保持及び衛生管理の高度化

- ・ 品質・衛生管理に優れた冷蔵設備等の導入による生鮮食品の付加価値向上

ウ 食品等事業者の海外展開・海外市場の開拓

- ・ 海外における製造・販売拠点の設置
- ・ 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工・流通施設の整備

④ 環境負荷の低減

気候変動、生物多様性の損失等食料システムを取り巻く環境が変化する中で、食品産業の持続的な発展と食品等の持続的な供給を実現していくためには、食品等事業者において環境負荷の低減に取り組むことが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による環境負荷の低減の取組を重点的に促進していく。

ア 食品ロスの削減及び食品リサイクルの促進

- ・ 新たな製造設備の導入・更新による原材料の歩留まり向上
- ・ 新たな鮮度保持技術の導入やそれらを活用した賞味期限の延長
- ・ 地域の未利用資源を利用した新商品やアップサイクル商品の開発及び販売
- ・ AIを活用した需要予測システムの導入、計量器の導入を通じた廃棄物量の可視化による食品廃棄物の削減
- ・ 食品廃棄物の飼料化・肥料化と地域農業者への譲渡による資源の有効利用

イ プラスチックの排出抑制及び再生利用

- ・ 紙等の代替素材への切替えによるプラスチック削減
- ・ 外食店舗での容器類の共同回収・再利用によるリサイクル率向上
- ・ 再生プラスチック利用容器包装製品の設計と利用の促進

ウ 温室効果ガスの排出量削減

- ・ 製造・物流拠点における省エネ型設備や自家消費型太陽光発電設備の導入
- ・ 店舗におけるLED電球への切替え、エアコンの入替え、天井・壁の断熱化の実施
- ・ 輸送時におけるモーダルシフト
- ・ 原材料調達時における温室効果ガス削減等に配慮して生産された農産物の導入

エ 資本・業務面でのパートナーシップ構築

- ・ フードシェアリングやケミカルリサイクル事業者等への出資を通じた業務提携

⑤ 消費者理解の増進

食品等の持続的な供給の実現に配慮した商品が消費者に選択されるようにするためには、食品等事業者による消費者への適切な情報伝達等を通じて、消費者の理解を深めることが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による消費者理解の増進の取組を重点的に促進していく。

ア サステナビリティに関する情報の見える化

- ・ 温室効果ガス排出量を算定するシステムや仕組みの導入による見える化
- ・ 小売店舗における環境・人権への配慮や生産現場の実態等のラベルやPOP、映像等による表示
- ・ 食品ロス削減等のサステナビリティ課題に配慮した新商品とその背景事情の広報

イ 食品等のコスト構造の見える化

- ・ 食品等の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成に資するための、食品等の生産、製造、流通等の各段階に係るコストの把握と消費者への情報発信

ウ 地域の農林水産物に関する情報の見える化

- ・ 農林水産物の生産現場の実態等の理解に資する体験型イベントの実施その他の情報の消費者への発信
- ・ 地域の農林水産物の価値等の理解に資する情報の消費者への発信

⑥ 省力化投資の促進

現状においても食品等事業者の人手不足は顕著であるが、今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる中で、食品等事業者が食品等の持続的な供給という役割を果たしていくためには、労働集約的な業態にとどまることなく、積極的な省力化投資を通じて生産性の向上を図っていくことが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者による省力化投資の取組を重点的に促進していく。

ア 省力化に向けた設備・システム等の導入

- ・ 人手不足に対応し、生産性の向上に向けた、省力化設備・機器等の導入
- ・ 生産性の向上に向けた、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入

イ 個別の事業者を超えた関係者の協調による省力化の機器等の開発・普及

- ・ ユーザーである食品等事業者と機械メーカー等の協同プロジェクトにより、中小事業者も導入可能な省力化設備・機器等の開発・量産化

⑦ サプライチェーン全体での標準化・デジタル化

食品等のサプライチェーンの関係者は極めて多岐にわたる中で、部分最適にとどまることなく、サプライチェーン全体を通じた効率化を実現するためには、個別の事業者を超えた関係者の協調によるサプライチェーン全体での標準化やデジタル化を図ることが重要である。

このため、次に掲げるような食品等事業者の協調によるサプライチェーン全体での標準化やデジタル化の取組を重点的に促進していく。

ア 個別の事業者を超えたサプライチェーン全体での標準化の推進

- ・ 製造、卸売、小売といったサプライチェーンの各段階の関係者の協調による商品情報の標準化
- ・ 製造過程の生産性向上を目的とした食品製造機械のデータ標準化に対応する設備・機器等の導入

イ サプライチェーンの関係者の協調によるデジタル化の推進

- ・ 関係者の協調により、個別の事業者を超えたサプライチェーン全体の効率化に向けた、食品等の在庫管理、自動発注システム等の導入
- ・ 物流情報のデジタル化、データ連携等、サプライチェーンの多様な主体の連携円滑化

⑧ フードテックビジネスの推進

食に関する新技術（フードテック）を活用したビジネスは、持続的な食料供給や生産性の向上、豊かで健康な食生活の実現といった食に関する社会課題の解決に貢献すること、イノベーションが食品産業の持続的発展に貢献することから、日本発のフードテックビジネスの創造を目指すことが重要である。

このため、次に掲げるようなフードテックビジネスの推進の取組を重点的に促進していく。

ア 日本の強みを活かしたフードテックビジネスの展開

- ・ 日本の食素材（大豆、麴、海藻等）や技術（発酵、美味しさ技術等）の優位性を活かしたフードテックビジネスの展開
- ・ 高齢化等課題先進国のポジションを活かした健康分野などにおけるフードテックビジネスの展開

イ 地域の資源を活用したフードテックビジネスの展開

- ・ 地方における大学や中小企業等の食品等事業者との協業により地域の強みを活かしたフードテックビジネスの展開

ウ 異業種との連携によるフードテックビジネスの展開

- ・ 機械・IT・AI産業など「食」に限らない他分野との協業を通じたフードテックビジネスの展開

エ 海外の技術を活用したフードテックビジネスの展開

- ・ 先進的な海外の技術を活用したフードテックビジネスの展開

オ スタートアップによるフードテックビジネスの展開

- ・ スタートアップとの協業による新規事業の創出

⑨ 技術開発・先端的な技術の活用

技術開発や先端的な技術の活用は、①～⑧に掲げる取組の促進をはじめ、食品産業の持続的な発展と食品等の持続的な供給の実現に向けた課題解決の鍵となることから、こうした技術開発や先端的な技術の活用を進めていくことが重要である。

このため、次に掲げるような技術開発・先端的な技術の活用の取組を重点的に促進していく。

ア 機械・IT・AIなど関連事業分野との協業による省力化技術の開発

- ・ スタートアップ、中小・中堅事業者の少量多品種製造や受託製造に対応し、効率的な生産が可能な製造設備・制御システム等の開発
- ・ AIを活用した食品の需要予測システムの開発等、流通効率向上に資する技術の研究開発

イ サステナビリティ対応技術の開発

- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発
- ・ 食品の鮮度や温室効果ガスを数値化する基盤となる新たなシステムの開発

ウ 品質保持及び衛生管理の高度化技術の開発

- ・ 品質・衛生管理に優れた冷蔵設備等の製造技術の研究開発
- ・ 原材料の長期保存を可能にする技術等、食品等の付加価値向上につながる技術の開発

⑩ 円滑な事業承継の推進

食品等事業者の大宗を中小零細事業者が占め、後継者がいない、後継者が決まっていないという事業者が多く存在する中で、円滑な事業承継を推進していくことが重要である。

このため、次に掲げるような円滑な事業承継の推進の取組を重点的に促進していく。

ア 地域の特色ある食品等事業者の円滑な事業承継

- ・ 食品等事業者が他の地域の伝統的な食品製造業者の事業を譲り受け、地域の農産物を用いた商品を引き続き製造・販路を拡大

イ 後継者不在の食品等事業者の円滑な事業承継

- ・ 取引先企業の経営者引退に伴う当該取引先事業の承継による、サプライチェーンの維持・発展

⑩ 事業再編を通じた食品産業の事業基盤の強化

①～⑨に掲げる取組を拡大しようとする食品等事業者や、海外も含めて幅広く事業展開しそこで得た利益を地域に還元しようとする地域の食品等事業者においては、相当程度の事業基盤の強化が必要であり、⑩の事業承継も含め、事業再編を通じて事業基盤を強化していくことが重要である。

このため、次に掲げるような事業基盤の強化のための事業再編の取組を重点的に促進していく。

ア 事業基盤の強化のための事業再編

- ・ 省力化投資、物流の効率化等を図るための資本提携、事業承継等による事業再編
- ・ オンライン販売、アップサイクル商品の開発・販売等の新規事業を展開するための資本提携、会社設立等の事業再編

イ 地域を先導する意欲のある食品等事業者による業界再編

- ・ 海外も含めて幅広く事業を展開し、そこで得た利益を地域に還元しようとする地域の先導的な食品等事業者による事業再編

(2) 安定取引関係確立事業活動等の実施期間

安定取引関係確立事業活動等は原則５年以内で取り組むものとする。

(3) その他の事項

法は食品等事業者による食品等の持続的な供給のための取組を促進するものであることから、環境負荷低減事業活動には、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第２条第14項に規定する産業競争力基盤強化商品（電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料、半導体）の生産及び販売は、含まないものとする。

第２ 連携支援事業の促進に関する事項

１ 連携支援事業の促進の意義及び目標

(1) 連携支援事業の促進の意義

食品等事業者は中小企業の占める割合が高く、食品産業に新たに参画したスタートアップも同様に、限りのある経営資源の中では食品等の持続的な供給を実現するための事業活動を行うには限界があり、資本、技術、ノウハウ等の支援を必要としている。また、食品等事業者の抱える課題が多様化・複雑化する中にあっては、個別の事業者では解決できない課題も数多く存在している。

このため、安定取引関係確立事業活動等を促進し、食品産業が将来にわたりその持続的な発展を図るためには、地方公共団体、食品産業協議会、金融機関、大学等の高等教育機関、商工会議所・商工会等の商工系団体、試験研究機関など食品等事業者に対する支援の事業を行う者（以下「支援機関」という。）が、食品等事業者に対して商品開発や資金調達等を支援する取組や、個別の事業者では解決できない共通の課題に対して各事業者の「協調」により課題解決を目指す取組が重要である。これらの取組は、複数の支援機関が役割と責任を明確化した上で補完的に支援を行うことで、その効果は一層高まる。このため、支援機関が連携して一体的に食品等事業者を支援する体制を構築する地域発の食ビジネス創出支援や共通課題解決型支援等に取り組

むことが有効となる。

このような観点から、これらの取組を含む、連携支援事業活動を促進することにより、支援機関の連携により安定取引関係確立事業活動等の促進を図り、食品等の安定的な供給を実現することを目指すものとする。

(2) 連携支援事業の促進の目標

当該事業を実施する都道府県が2030年までに47都道府県となることを通じて、第1の1(2)に掲げる目標を達成することを目指すものとする。

2 連携支援事業の実施に関する基本的な事項

(1) 連携支援事業の重点取組事項

1(1)の意義に照らし、支援機関は次のような取組を連携して実施し、食品等事業者の支援を図ることが特に重要である。

① 地域発の食ビジネス創出支援

- ・ 地方公共団体を中心とした農林漁業者、食品等事業者、観光事業者、機械メーカーなどを含むプラットフォームの構築と大学等の高等教育機関、金融機関等との連携による商品・サービス開発支援、資金調達支援、後継者育成研修の実施
- ・ 地元食材を活用したビジネスに取り組むスタートアップ企業を対象にした施設共有、専門家派遣及び販路開拓の支援に向けたマッチング支援等の実施

② 共通課題解決型支援

- ・ 一般社団法人等が実施する食品産業の横断的課題解決（サプライチェーン全体での標準化・デジタル化、環境課題への対応等）に向けた情報交換会・技術セミナーや共同の実証・研究の実施
- ・ 食品等事業者による事業承継を円滑に進めるためのネットワークの構築

(2) 連携支援事業の実施期間

連携支援事業は、原則5年以内で取り組むものとする。

第3 安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関するその他重要事項

1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための重要事項

(1) 人権に関する課題への対応

企業活動のグローバル化によってバリューチェーンが世界中に広がる中で、企業活動による人権侵害リスクの顕在化を受けて、平成23年、国連の人権理事会は「ビジネスと人権に関する指導原則」を定めた。さらに、世界的にも人権尊重を理由とする法規制の導入等が進む中、日本政府も令和4年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表し、日本企業による人権尊重の取組に対する理解の深化と取組の促進を図っている。特にサプライチェーンのプロセスが多い食品産業における人権尊重の取組は、リスク管理やESG投資への対応として重要であることはもちろん、少子高齢化で労働力人口が減少する中で、我が国の食品産業が雇用を確保するためにも重要である。

このため、食品等事業者は「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」（令和5年12月農林水産省作成）等を参考に、人権を保護しながら事業活動を実施するものとする。

(2) 栄養に関する課題への対応

人は食を通じて栄養を摂取することで、エネルギー源にするとともに心身の健康を維持することができるものであり、栄養は食の価値を定量的に評価する重要な評価軸である。世界的に栄養不良の三重負荷（低栄養、微量栄養素欠乏、過栄養が同時に存在すること）が課題となる中、健康で持続的な社会の実現に資する取組の重要性は高まっており、食品産業の企業評価においても、栄養・健康に関する取組を評価する投資家の増加もみられる。

このため、食品等事業者は、より栄養価の高い食品の開発や手頃な価格での供給等に取り組むとともに、マーケティングや広告においても栄養に関心のある消費者の選択に資する情報提供に努めるものとする。また、国は栄養課題に対する国際的な議論が進展している中で、我が国の食品等事業者の栄養課題の解決に向けた取組が世界でも適切に評価される環境をつくるため、積極的かつ戦略的に国際的な議論に参画するとともに、食品等事業者の取組の国内外における情報発信に努めるものとする。

(3) 農林漁業における環境への負荷の低減

法は、食品等事業者が行う環境負荷低減事業活動により環境負荷の低減を促進するものであるが、食品等の持続的な供給を実現するためには、食品等のサプライチェーン全体を通じた環境負荷の低減を図ることが重要であり、農林漁業者がみどり戦略に基づいた生産過程の環境負荷の低減に取り組むことも必要である。

このため、国は、地方公共団体と連携して、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動を促進するための措置を含む環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）を適切に運用するものとする。

(4) 食品等の輸出の促進

世界の農林水産物・食品市場が拡大する中で、我が国の食品等の輸出のポテンシャルは高く、食品等の持続的な供給を図るためにも、今後、食品等の輸出の促進を図り、食品産業を成長させることが重要である。

このため、国は令和7年5月30日に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」で改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく施策の展開及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の適切な運用により、食品等事業者の輸出の促進を図るものとする。

2 基本方針の規定の見直し

国は、第1の1(2)及び第2の1(2)に定める目標の達成状況等を踏まえて、必要に応じて基本方針の規定を見直すものとする。